

## 5 議事録

佐野会長

それでは、ただいまより令和2年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。私は、会長をしております佐野と申します。今年度の審議会の進行を務めさせていただきます。

これから審議会を進行いたしますので、審議の円滑な運営について、皆様の御協力をお願いします。

また、コロナの感染防止対策のため、事務局においても、このようにアクリルのパーテーションを用意していただくとか、最大の注意をいただいています。

マスク等もかけていただいております、なかなか大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、事務局より出席委員の状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐

報告させていただきます。出席委員の状況について報告いたします。公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、合計15名となっております。

佐野会長

ありがとうございました。本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本会が有効に成立していることを確認いたしました。

続きまして、本審議会の議事録署名人を指名させていただきます。公益代表は私佐野が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開いたします。

続いて、今回は、会議室の広さの関係から、傍聴人の方には大変御不便をおかけいたしますけれども、コロナの感染の防止のために、傍聴席を別室に設けております。リアルタイムで、映像と音声により傍聴していただきたいと思っております。

なお参考までに、本日は4名の傍聴者が別室に来ていただいているという報告を受けております。

続きまして、委員の交代がありましたので、御紹介いたします。

使用者代表委員、飯塚さんの後任ですけれども、須藤喜弘さん、一言御挨拶をお願いいたします。

須藤委員           おはようございます。4月に中小企業団体中央会の専務としてまいりました須藤と申します。審議会のメンバーとして、一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐野会長            ありがとうございます。  
今年度、令和2年度の最初の審議会となりますので、初めに、埼玉労働局長及び労働基準部長より挨拶をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

労働局長            労働局長の木塚でございます。皆様方には常日頃より私ども労働行政の推進、それから、埼玉地方最低賃金審議会の運営に一方ならぬ御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げる次第でございます。  
昨年度は大変厳しい状況の中で、埼玉県最低賃金、並びに5業種の特定最低賃金につきまして、全会一致の議決により、御答申を頂きました。今年度はこの後、埼玉県最低賃金の改正審を予定しているところでございますけれども、引き続き、各委員の皆様には、審議会の円滑な運営に御尽力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐野会長            ありがとうございます。

労働基準部長        労働基準部長の藤中でございます。4月1日に着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。  
今年度の審議会におきましては、ただいま会長から御案内も頂きましたとおり、新型コロナウイルス感染予防対策の一環としましてマスクの着用、また、ソーシャルディスタンスによる配席となっております。このような措置につきまして、皆様の御協力を賜りながら、事務局としまして、円滑な審議の運営にしっかりと努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐野会長            ありがとうございます。

賃金室長            以下、事務局から御挨拶をさせていただきたいと思っております。賃金室長をしております津田と申します。よろしく申し上げます。

賃金室長補佐        室長補佐の飯田と申します。よろしく申し上げます。

賃金指導官         賃金指導官の富樫でございます。よろしく申し上げます。

佐野会長            よろしいですか。

それでは、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

賃金室長

配付資料の確認です。落丁等ありましたら、事務局までお申出ください。

No. 1、第54期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿。

No. 2、埼玉地方最低賃金審議会運営規程。

No. 3、令和2年度の埼玉県主要経済指標、2枚になっております。続きまして、No. 4、令和2年度春闘各機関別賃上げ集計状況。

No. 5、令和2年4月分の埼玉労働市場ニュース、すみません、これは本日11時に5月分が記者発表ということなので、申し訳ありませんが、まだ11時前ですので、4月分ということで掲載させていただいております。

No. 6、特定最低賃金の改正及び新設に関わる意向表明。

No. 7、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数。

No. 8、令和2年6月26日付中央最低賃金審議会の諮問文。

No. 9、埼玉りそな産業経済振興財団によるNews Release。

No. 10、News Releaseを毎年掲載しておりますが、特に賃上げの状況に関しまして毎年掲載しておりますので、令和2年度と令和元年度を比較できるようにした表でございます。

続きまして、No. 11、別にA4の横判になっておりますが、6月26日に行われました中央最低賃金審議会配付されました主要統計資料、これは例年、去年は第2回の本審でお配りさせていただきましたが、今年度は間に合いましたので、第1回の本審で配付をさせていただきます。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、議題1の埼玉県最低賃金の改正について、諮問を行っていただきたいと思っております。埼玉労働局長から諮問を受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(労働局長から会長に諮問文手交)

(事務局より各委員に諮問文(写)配付)

佐野会長

皆さん、回りましたでしょうか。それでは、事務局より諮問文を読み上げていただきたいと思っております。よろしく願いします。

賃金室長

読み上げさせていただきます。

埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会会長あて、令和2年6月

30日付け、最低賃金の改正決定について（諮問）、最低賃金法第12条の規定に基づき、埼玉地方最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

以上です。

佐野会長                    ありがとうございました。

賃金室長補佐            誠に申し訳ございませんが、所用のため局長はこれで退席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

労働局長                    どうぞよろしく願い申し上げます。

佐野会長                    今、諮問文を読み上げていただきましたけれども、埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。昨年と同じように、関係労使から意見陳述をしていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐野会長                    では、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長                    最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することとなります。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、関係者に対し候補者の推薦を求めなければならないと定められております。

この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行うことといたします。推薦の締切日は7月14日火曜日とさせていただきます。

次に、関係労使からの意見聴取について御説明します。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について、都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする定められております。そして、その意見聴取の手続に関しましては、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、最低賃金審議会が関係労使の意見を聞く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行うと定められております。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うことといたします。意見書提出の締切日は7月21日火曜日とさせていただきます。参考人として意見陳述を希望された場合は、陳述者の人数や所要時間を勘案した上で、参考人意見としての意見陳述を行うことといたします。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

それでは、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長補佐

配付資料について概要を説明いたします。

まず、資料1は、第54期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿です。

資料2は、「埼玉地方最低賃金審議会運営規程」です。

資料3は、「埼玉県主要経済指標」です。全国と埼玉県のデータが比較できます。1枚目から項目を読み上げます。

上段から、日銀券の発行残高、預貯金・貸出残高の金額と前年同期比の比率です。

2段目は、平成27年を100とした鉱工業生産・出荷・在庫指数です。

3段目は、家計調査、消費者物価指数、企業倒産情報を掲載しています。なお、この家計調査につきましては、「埼玉県」ではなく「さいたま市」を標本としており、欄外に記載のとおり、標本世帯数が少ないため誤差が大きく注意が必要です。

2枚目に移ります。

2枚目の上段が、受理地別の有効求人倍率です。

2段目は、毎月勤労統計調査の常用雇用指数、賃金指数、所定外労働時間指数、公共工事請負金額、信用保証協会による保証債務残高です。

3段目は、新設住宅着工戸数です。

続きまして、資料4は、今年の春闘の各機関別賃上げの状況です。

資料5は、埼玉労働局発表の労働市場ニュースで、4月発表の就業地別の有効求人倍率は1.25倍と、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルスの感染症が、雇用に与える影響に一層注意する必要があるとされております。

続きまして、資料6は、特定最低賃金改正の申出の意向表明です。改正は5業種、新設は1業種となっております。

続きまして、資料7は、改正等の意向表明があった特定最低賃金の適用使用者数、適用労働者数です。平成28年経済センサスから基礎調査により算出した適用除外者を除いた数値となっております。

資料8は、6月26日に開催された中央最低賃金審議会における諮問文の写しです。

続きまして、資料9、公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団のNews Releaseです。

続きまして、資料10、毎年News Releaseに掲載される賃上げの実施状況の昨年と今年の比較のために作成した表でござい

ます。

続きまして、資料11、主要統計資料です。

3枚めくっていただきまして、下にページが書いてありますけれども、1ページ目、主要指標の推移、(1)として、GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率となっております。

続きまして、2ページ目は、主要指標の推移、(2)求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数となっております。

続きまして、3ページ目、有効求人倍率の推移、埼玉はAランクですので、Aランクのところを見ていただきたいと思います。

続きまして、4ページ目、年齢別常用求人倍率の推移となっております。こちらは全国の平均となっております。

5ページ目、賃金・労働時間の推移、(1)として、賃金、賃金(現金給与総額・定期給与額)増減率の推移となっております。現金給与総額、定期給与額につきましての表となっております。コロナの影響によって令和2年4月については、対前年同期に比べ減っていることが分かります。

続きまして、6ページ、パートタイム労働者比率の推移です。こちらも全国の平均となっております。令和2年の4月は、コロナの影響によって減っていることが分かると思います。

7ページ、初任給の上昇額・率の推移となっております。

8ページ、賃金・労働時間、賃金・労働時間指数の推移、指数につきましては、令和27年を100としております。事業所規模30人以上、調査産業計の数値であります。左から2つ目の所定内労働時間を見ますと、一番下のところ、令和2年1月から3月につきまして、前年比マイナス0.4%となっております。

9ページ、賃金・労働時間指数の推移、こちらは事業所規模5から29人、調査産業計の数値であります。

続きまして、10ページ、一般労働者の賃金・労働時間の推移は、このようになっております。

続きまして、11ページ、月間労働時間の動きの表となっております。時間外労働時間につきましては、最近、いずれも大きく減少していることが分かると思います。

続きまして、12ページ、春季賃上げ妥結状況の表でございます。春季賃上げ妥結状況(令和2年)、連合の第6回回答集計結果によりますと、平均賃上げ方式(加重平均)で、規模計におきましては2.13%となっております。その下のほうを見ますと、連合の有期・短時間・契約等労働者の第6回回答集計結果によりますと、月給の部分につきまして、単純平均で2.05%の賃上率となっております。加重平均に

よりも、月給の場合には3.03%の賃上率となっております。右の上のほうですけれども、経団連の大手企業、第1回集計、平均賃上げ方式（加重平均）によりまして、主要21業種、大手251社で2.17%となっております。下に行きまして、経団連の中小企業、第1回集計で、平均賃上げ方式（加重平均）によりまして、17業種、752社で1.72%となっております。

続きまして、14ページ、夏季賞与・一時金の妥結状況、こちらは連合第6回の回答集計結果が上のほうになっております。下のほうに経団連の第1回集計の結果となっております。

続きまして、15ページ、消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）の表となっております。令和2年の5月のAランクにおきましては、0.2ポイントの上昇となっております。

続きまして、16ページ、地域別最低賃金の時間額、未満率及び影響率の推移の表となっております。こちらにつきましては、最低賃金に関する基礎調査による結果となっております。地域別最低賃金におきましては、全国加重平均で令和元年度は901円となっております。未満率につきましては、令和元年度1.6%となっております。影響率につきましては、16.3%となっております。

続きまして、ずっと先に行きまして、都道府県統計資料編が、29ページの次にあります。そちらを見ていただきたいのですが、めくっていただきますと、30ページで、こちらの表は各種関連の指標、都道府県別となっております。

続きまして、31ページ、こちらの表は有効求人倍率の推移の都道府県別の表となっております。

続きまして、32ページは、都道府県別の失業率の推移となっております。

三、四枚飛ばしまして、業務統計資料編、40ページ目です、こちらは令和元年度の地域別最低賃金の審議・決定状況となっております。

次の41ページにおきまして、目安と改定額との関係の推移となっております。令和元年度はこの表のようになっております。

以上で説明を終わります。

佐野会長

ありがとうございました。

今説明していただきましたけれども、何か御質問等がございますか。よろしいですか。

では、私のほうで事務局に確認したいのですが、通常だったら、大体こういう資料だと思うのですが、今年はコロナの影響があって、景気が急に悪くなっています。今後何か追加して資料を提供していただくようなものがありますか。

賃金室長                   今回提示させていただいた資料は、コロナの影響を受ける、少し前の経済情勢ですから、次回の第2回の本審で、提示したいと考えています。

佐野会長                   今、室長から御説明いただきましたけれども、次回のように、追加的な資料を提示していただくということなので、もし、何か質問ございましたら、その際をお願いしたいと思います。

では、次に、移らせていただいてもよろしいでしょうか。次の議事は、その他でございますけれども、何かありますか。特にないですか。事務局は何かありますか。

賃金室長                   事務局で予定しているものはございません。

それであれば、こちらから次回以降のスケジュールについて御説明させていただきたいと思います。第2回本審は、7月27日午前9時半から、この場所で開催をいたします。主な議題は、「中賃の目安の伝達」と「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問」を予定しております。

また、第3回審議会は、翌日の7月28日午前9時半から、この場所で開催し、主な議題は、「特定最賃の必要性の有無の審議」を予定しております。

事務局からは以上です。

佐野会長                   ありがとうございました。

重ねて申し上げますけれども、今の事務局からの説明も含めまして、委員の皆様、何か質問ございますか。

ないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。

次回の第2回審議会を公開するかどうかですが、主な議題は「中賃の目安の伝達」と「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問」ということですので、審議会運営規程に基づき、会議及び議事録共に公開といたします。

続いて、第3回審議会を公開するかどうかでございますが、主な議題は「特定最低賃金の必要性の有無の審議」とのことですので、対象の個別企業の具体的な情報を踏まえての議論が予想されますので、審議会運営規程に基づき、会議及び議事録共に非公開といたします。

これで、本日の審議会は閉会とします。